

2016 宅建渋谷会

佐伯竜 & 宅建渋谷会 連動企画！！

「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ

宅建ミニ講義

第3講

2016/02/07



まぐまぐメルマガ

佐伯竜 & 宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの
YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

YouTube チャンネル「渋谷会 宅建ミニ講義」

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

第3講 業法攻略のポイント「知識を整理する」

(平成21年問27 肢工)

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

エ 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者Dは、その法定代理人が禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しなければ、免許を受けることができない。

※ ア、イ、ウは省略

エ 誤 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者は、その者自身が欠格事由に該当しなければ、免許を受けることができる。したがって、Dは、法定代理人の欠格事由の有無にかかわらず、免許を受けることができる。よって、本肢は誤り。

未成年者の免許の基準と登録の基準

業者免許の基準	取引士登録の基準
営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者 ⇒ ○	
同一の行為能力を有しない未成年者 ⇒法定代理人および本人が免許欠格に該当しない ⇒ ○	同一の行為能力を有しない未成年者 ×

第2講のまとめ

1.似ている論点をピックアップする

⇒ 似ている論点の異同をしっかりと覚える。

2.過去問で演習をする

⇒ 覚えたことが使えるかどうかを確認する。

3.演習で使いやすい形で覚える

⇒ 「使いやすい形で覚えなおす→演習」 常にブラッシュ・アップする。

上記1、2、3をくり返すことで、知識の整理が完成していきます。
ただ単に1をやるだけでは不足です。

「知識を整理する」とは、1、2、3の完成形です。
ここががんばりどころです。

【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材 (2016/02/07現在)

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】権利関係編
<http://shibuyakai.com/takken/dvd9.html>

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】宅建業法編
近日発売

お問合せ先
宅建渋谷会事務局
office@shibuyakai.com